

平成 29 年度税制改正大綱

平成 28 年 12 月 8 日に自由民主党及び公明党から平成 29 年度税制改正の大綱が発表されました。
主な改正内容は以下の通りとなります。

税法	項目	改正案の内容
資産課税	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	<p>(1) 災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、一定の措置を講じる。</p> <p>(2) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に 100 分の 80 を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切捨てる(現行:切上げる)こととする。</p> <p>(3) 相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。</p> <p>(4) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。</p> <p>(5) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに所要の経過措置を講ずる。</p>
	取引相場のない株式の評価の見直し	<p>(1) 類似業種比準方式について、次の見直しを行う。</p> <p>①類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前 2 年間平均を加える。</p> <p>②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。</p> <p>③配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1(現行:1:3:1)とする。</p> <p>(2) 評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大する。</p> <p>(3) 株式保有特定会社(保有する株式及び出資の価額が総資産価額の 50%以上を占める非上場会社をいう。)の判定基準に新株予約権付社債を加える。</p> <p>(注 1)上記(1)、(2)の改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。</p> <p>(注 2)上記(3)の改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。</p>

<p>広大地の評価の見直し</p>	<p>広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化する。</p> <p>(注)上記の改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。</p>																										
<p>相続税又は贈与税の納税義務の見直し</p>	<p>(1) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年(現行:5 年)以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。</p> <p>(2) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等(日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。)から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注 1)贈与税の納税義務についても同様とする。</p> <p>(注 2)上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。</p> <table border="1" data-bbox="549 882 1485 1686"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;"> <p>受贈者 相続人</p> </td> <td colspan="3" style="text-align: center;">国内に住所なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">日本国籍あり</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">日本国籍なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">被相続人 贈与者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国内に住所あり</td> <td style="text-align: center;">10 年(現行:5 年)以内に国内に住所あり</td> <td style="text-align: center;">10 年(現行:5 年)を超えて国内に住所なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">国内に住所あり</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">② 非居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国内に住所なし</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">① 居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">非居住無制限納税義務者(現行:制限納税義務者)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">① 居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">③ 制限納税義務者 (国内財産のみに課税)</td> </tr> </table>	<p>受贈者 相続人</p>		国内に住所なし			日本国籍あり		日本国籍なし	被相続人 贈与者	国内に住所あり	10 年 (現行:5 年)以内に国内に住所あり	10 年 (現行:5 年)を超えて国内に住所なし		国内に住所あり		② 非居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)		国内に住所なし	① 居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)		非居住無制限納税義務者(現行:制限納税義務者)		① 居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)		③ 制限納税義務者 (国内財産のみに課税)	
<p>受贈者 相続人</p>				国内に住所なし																							
		日本国籍あり		日本国籍なし																							
被相続人 贈与者	国内に住所あり	10 年 (現行:5 年)以内に国内に住所あり	10 年 (現行:5 年)を超えて国内に住所なし																								
		国内に住所あり		② 非居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)																							
国内に住所なし	① 居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)		非居住無制限納税義務者(現行:制限納税義務者)																								
	① 居住無制限納税義務者 (国内財産及び国外財産に課税)		③ 制限納税義務者 (国内財産のみに課税)																								
<p>居住用超高層建築物に係る課税の見直し</p>	<p>固定資産税及び不動産取得税について、高さが 60m を超える建築物のうち、複数の階に住戸が所在しているもの(以下「居住用超高層建築物」という)については、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額及び不動産取得税を各区分所有者に按分する際に用いる専有部分の床面積を一定の補正率により補正する。</p> <p>(注)上記の改正は、平成 30 年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。)について適用する。</p>																										
<p>登録免許税の特例の延長</p>	<p>土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(2%→1.5%)の適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年延長する。</p>																										

組織再編税制	スピノフ税制	<p>(1) 適格分割の範囲に、分割法人が行っていた事業の一部をその分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として次の要件に該当するものを加える。ただし、分割に伴って分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものに限る。</p> <p>① 分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること。</p> <p>② 分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。</p> <p>③ 分割法人の分割事業の従業者のおおむね 80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。</p> <p>④ 分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること。</p> <p>⑤ 分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること。</p> <p>(2) 100%子法人株式の全部を分配する現物分配について、分割型分割と同様に取り扱うための措置として、一定の措置を講ずる。</p>
	吸収合併及び株式交換に係る対価の柔軟化	<p>吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式の 3 分の 2 以上を有する場合における<u>その他の株主に対して交付する対価を除外</u>して判定することとする。</p> <p>(注)上記の改正は、平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成について適用する。</p>
	スクイズアウトによる株式交換化	<p>全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環と位置づけ、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たさない場合におけるその完全子法人となった法人を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度等の対象に加える。</p> <p>(2) 企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たす場合におけるその完全子法人となった法人を連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度から除外するとともに、その完全子法人となった法人の連結納税の開始等の前に生じた欠損金額をその個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に加える。</p> <p>(注)上記の改正は、平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成について適用する。</p>

	適格要件の見直し	<p>(1) 企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち関係継続要件について、支配法人と分割承継法人との間の関係(現行:支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係)が継続することが見込まれていることとする。</p> <p>(2) 共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、被合併法人等の発行済株式の 50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること。(現行:株主数 50 人未満の場合に限り、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の 80%以上であること)とする。</p> <p>(3) 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しを行う。</p> <p>(注) 上記の改正は、平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成について適用する。</p>
法人税	中小法人課税	平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置(法人税の軽減税率の特例、中小企業投資促進税制、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例など)について、平均所得金額(前 3 事業年度の所得金額の平均)が年 15 億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる。
	延長	<p>(1) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。(所得税についても同様とする。)</p> <p>(2) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を 2 年延長する。</p>
所得税	配偶者控除の見直し	平成 30 年分以後の所得税について、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除及び配偶者特別控除を適用できないこととし、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下(現行:38 万円超 76 万未満)とする。

[担当 : 野口 健一]